

今後の進め方について

基本計画の推進や適切な関係機関相互の役割分担を定めるために、既存の「高山本線ブラッシュアップ会議」から新たな関係者を含めた「高山本線沿線ブラッシュアップ会議」へと拡大

高山本線沿線ブラッシュアップ会議 参加者（案）

富山市
富山県
JR西日本



富山地方鉄道（路線バス運行事業者）
+ α （関連交通事業者など）

会議の所掌事務（案）

- （1）持続可能な協調型公共交通ネットワークの実現方策に関する事項
- （2）地域のニーズに寄り添う最適な公共交通サービス実現方策に関する事項
- （3）基本計画の実現に向けた関係機関相互の役割分担に関する事項
- （4）その他必要な事項

事務局

富山市 活力都市創造部 交通政策課

会議の検討期間

地域公共交通計画（市・県）の策定も見据え、数年（2～3年）程度を想定

<参考> 国の制度拡充(地域公共交通再構築事業の創設 - 社会資本整備総合交付金 -)

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

- 【**交付金事業者**】 地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能
- 【**補助率**】 1/2
- 【**交付対象事業**】 **地域公共交通特定事業の実施計画**※の認定を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備
 - ※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画
 - ・鉄道施設（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備
 - ・バス施設（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備
 - ※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本整備総合交付金計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）において、車両に対する支援も可能
 - ※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【補助要件】

- (1) **地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定**
 - 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
 - ※鉄道については、赤字路線であって再構築協議会（仮称）等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線が対象
- (2) **地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携**
 - 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「**鉄道の活用**」「**バスネットワークの活用**」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること
- (3) **事業の効果（実効性）を確認するための目標設定**
 - ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること
- (4) **実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用**
 - 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



⇒ 令和5年度内に創設